

平成30年度

春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

春日井市教育委員会

[目次]

1 いじめ・不登校対策事業の概要

- (1) 組織 1
- (2) 活動内容 2

2 いじめ問題対策委員会

- (1) 春日井市いじめ問題対策委員会規則 4
- (2) 事業報告 5

3 いじめ・不登校対策協議会

- (1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱 6
- (2) 事業報告 8

4 いじめ・不登校相談室

- (1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領 10
- (2) 不登校相談の状況 11
- (3) いじめ相談の状況 13
- (4) いじめ・不登校相談室から 16

5 適応指導教室（あすなろ教室）

- (1) 春日井市適応指導教室事業実施要綱 17
- (2) 適応指導教室（あすなろ教室）の概要 19

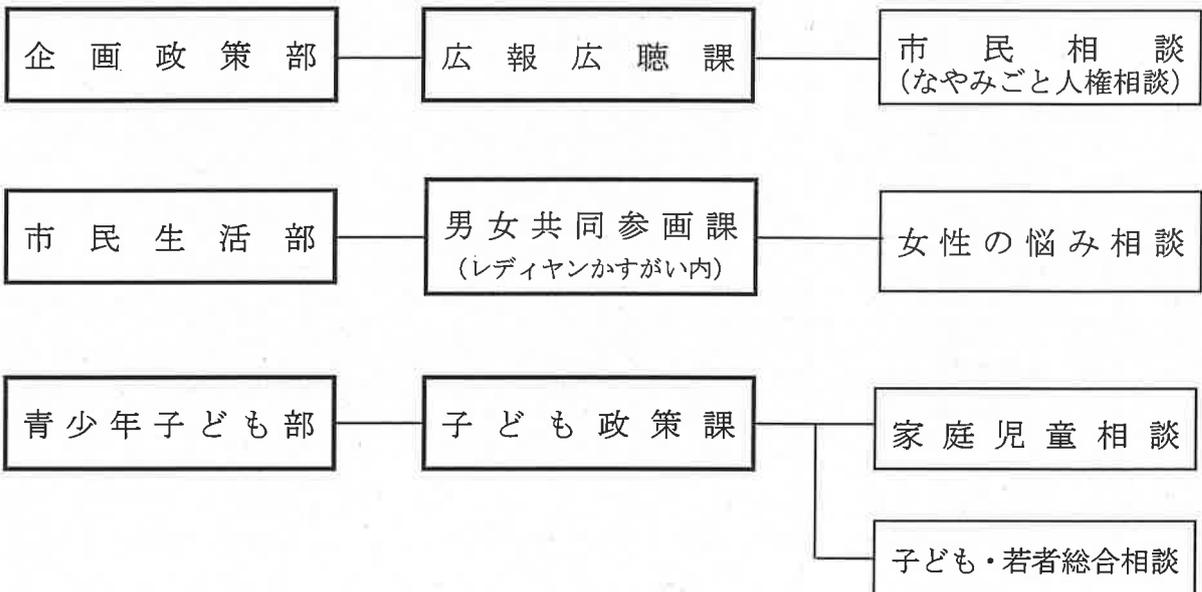
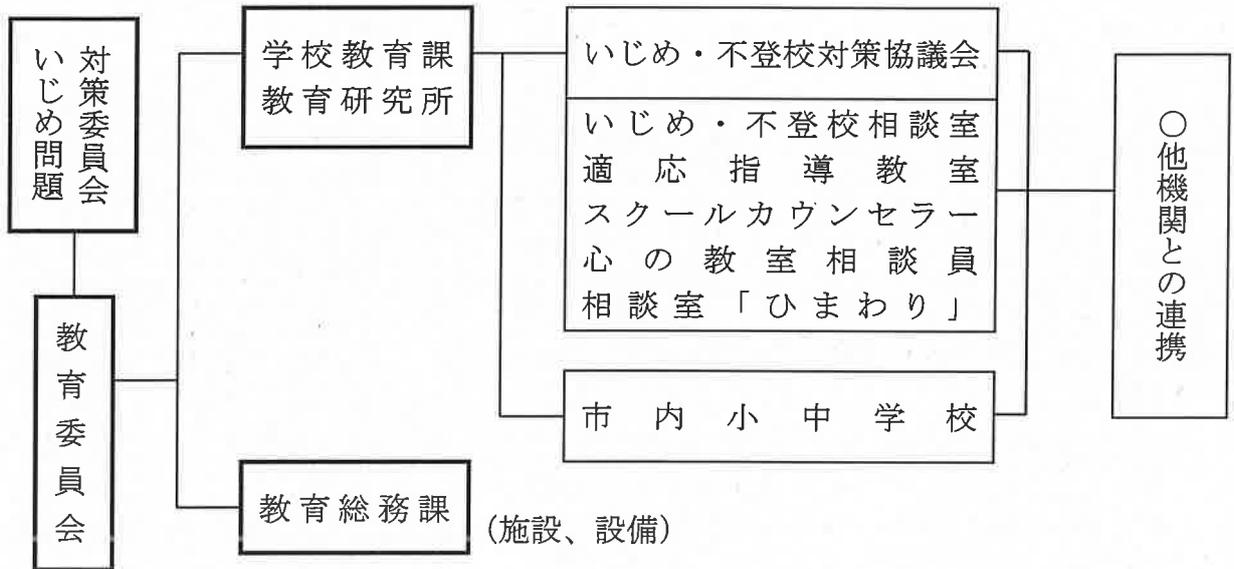
(3) 適応指導教室通級状況	22
(4) 適応指導教室相談・連絡会の実施状況	23
(5) あすなる教室だより	24
(6) 適応指導教室（あすなる教室）から	36
6 スクールカウンセラー巡回	
(1) スクールカウンセラー巡回事業実施要綱	37
(2) スクールカウンセラー相談件数	38
(3) スクールカウンセラーの声	39
7 心の教室相談員	
(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要	40
(2) 心の教室相談件数	40
8 保護者と学校のかげはし事業	
(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱	41
(2) スクールソーシャルワーカー支援件数	42
9 教育相談等一覧	44

1 いじめ・不登校対策事業の概要

いじめ・不登校など、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき課題であり、学校を始め関係機関においては、問題解決のためにさまざまな取り組みを行っています。

春日井市では、春日井市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を推進しています。教育委員会においては、いじめ・不登校対策協議会の開催、いじめ・不登校相談室での相談業務の実施及び適応指導教室の開設、スクールカウンセラーや心の教室相談員の学校への派遣等、未然防止と早期発見に努めています。また、各学校においても学校長を中心に、いじめ・不登校対策委員会を設置して、いじめの発生防止と不登校児童生徒等の解決に取り組んでいます。

(1) 組織（平成31年4月1日現在）



※ 他機関

愛知県児童相談センター（子ども家庭110番、インターネット相談室）

愛知県尾張教育事務所（いじめ・不登校相談窓口）

愛知県尾張福祉相談センター（家庭児童相談室）

愛知県総合教育センター（一般教育相談）

愛知県精神保健福祉センター（こころの健康電話）

愛知県警察少年サポートセンター（被害少年相談電話、ヤングテレホン、Eメール相談）

（公財）愛知県教育・スポーツ振興財団（教育相談「こころの電話」、いじめほっとライン24）

名古屋法務局人権擁護部（こどもの人権110番）

(2) 活動内容

① 春日井市いじめ問題対策委員会

目的 春日井市立小中学校のいじめに関する事項について調査及び審議を行う。

委員 5名以内（大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士）

② 春日井市いじめ・不登校対策協議会

目的 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ・不登校に関する諸問題を協議し、発生防止及び早期発見等の対策を推進する。

委員 15名以内（医師、相談機関関係者、小中学校関係者、学校関係団体関係者、教育行政関係者、学識経験者）

③ いじめ・不登校相談室

目的 いじめ・不登校児童生徒の指導、防止のあり方と家庭での指導方法や不登校の様々な要因に関する児童生徒及び保護者からの相談に応じることにより、児童生徒の生活や自立を援助し学校復帰を図る。また、小中学校からのいじめ・不登校に関する相談に応じることにより、問題の早期解決を図っている。

相談日 毎週月曜日～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時

相談員 常時1名。4名が交替で相談にあたり、気軽に相談できるようにしている。

④ 適応指導教室（あすなる教室）

目的 春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で、何らかの心理的理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒

の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

- 開設日 毎週月曜日～金曜日（学校の休業日は除く。）
午前9時～午後3時
- 指導者 専任指導員 4名
- 相談員 カウンセラー 1名（非常勤で月2回）

⑤ スクールカウンセラー

- 目的 いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者が定期的に小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な指導助言を行い、もって健全な育成に資することを目的とする。
- 相談日 原則、月2回7時間
午前9時～午後5時
- 相談員 カウンセラー 7名。派遣する各小中学校において学校と連携をとり、実態に応じた対応をする。

⑥ 心の教室相談員

- 目的 小学校において、児童が悩み等を気軽に相談でき、ストレスを和らげるよう、話し相手になってくれる第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるよう環境を提供することを目的とする。
- 相談日 週2～3回、1回当たり4～6時間で、週12時間程度
- 相談員 37名 小学校の子ども話し相手となり、ストレスを和らげ、安らぎを感じさせる第三者的な立場となり得る者

⑦ 相談室「ひまわり」

- 目的 発達障がい（ADHD：注意欠如・多動性障がい、LD：学習障がい、ASD：自閉症スペクトラム障がいなど）を有すると思われる春日井市立小中学校の児童生徒及び保護者からの相談に専門的な相談員が応じることにより、当該児童生徒の学校生活や学習についての改善を図ることを目的とする。
- 相談日 月3回。相談員との日程調整により教育委員会が決定
- 相談時間 午後1時30分～午後5時15分
- 相談員 専門的資格を有する者

⑧ 学校におけるいじめ不登校対策

学校長を中心に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発生防止及び不登校児童生徒の解決に取り組んでいる。

2 いじめ問題対策委員会

(1) 春日井市いじめ問題対策委員会規則

①春日井市いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例(平成27年春日井市条例第2号)第4条の規定に基づき、春日井市いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、教育、法律、心理その他のいじめに関する優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 事業報告

① 第1回いじめ問題対策委員会開催

- 実施日 平成30年7月19日(木)
- 内容 春日井市のいじめの現状並びに対策状況について報告し、概ね適切に対処されているとの評価を得るとともに、金品の授受が絡むいじめ事案について調査を求められた。

② 第2回いじめ問題対策委員会開催

- 実施日 平成30年11月26日(月)
- 内容 第1回の助言を受け、市教委が把握している平成29年度の金品の授受が絡むいじめ事案について、概要を説明するとともに、その対応状況を報告した。また、平成30年度1学期中のいじめ事案とその対応方法について報告した。

3 いじめ・不登校対策協議会

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

① 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ及び不登校問題対策を推進するため、春日井市いじめ・不登校対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) いじめ及び不登校の実態把握及び分析に関すること。
- (2) いじめ及び不登校問題児に対する指導体制の整備に関すること。
- (3) いじめ及び不登校問題発生防止のための学校環境の見直しに関すること。
- (4) 家庭及び地域との連携に関すること。
- (5) その他いじめ及び不登校問題対策を推進するために必要な事業

(委員)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 相談機関関係者
- (3) 小中学校関係者
- (4) 学校関係団体関係者
- (5) 教育行政関係者
- (6) 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

② 令和元年度春日井市いじめ・不登校対策協議会委員名簿

(順不同)

	氏 名	役 職 名
会 長	願興寺 礼 子	中部大学人文学部心理学科教授
副会長	森 尚 子	春日井市適応指導教室指導員
委 員	奥 村 直 之	愛知県教育委員会尾張教育事務所家庭教育 コーディネーター
委 員	山 口 力	愛知県スクールカウンセラー
委 員	平 林 久 典	春日井警察署生活安全課少年係長
委 員	丸 山 聖 司	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長
委 員	伊 藤 美 和	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長
委 員	亀 井 友 則	名古屋法務局春日井支局民事専門官
委 員	小 原 正 彦	春日井市いじめ・不登校相談室相談員
委 員	秋 田 真 一	いじめ・不登校対策部会会長(藤山台中学校 長)
委 員	疇 地 正 人	いじめ・不登校対策部会副会長(篠原小学校 長)
委 員	兼 子 敦 子	春日井市立小中学校養護教諭代表(西部中学 校主任養護教諭)
委 員	杉 原 里 子	春日井市スクールソーシャルワーカー

(2) 事業報告

① 平成30年度いじめ・不登校対策協議会事業報告

ア 関係機関との連携協力による教育活動

- いじめ・不登校相談室、適応指導教室との情報交換
(相談内容：適応指導教室の現状に関わること)

イ 春日井市教職員研修委員会、校内現職教育による教員研修

(ア) いじめ・不登校事例研究会

- 実施日 平成30年9月7日(金)
- 内容 事例種別ごとに各校のいじめ・不登校指導事例の経過・成果・問題点の話し合い。
- 参加者 教員、市スクールカウンセラー等 44人

(イ) 不登校をテーマにした教育講演会

- 実施日 平成30年11月9日(金)
- 講師 西川 絹 恵 氏
(名古屋市教育センター)
- 演 題 「子どもの心をつかまえる
～日々の学級経営に役立つ人間関係づくり～」
- 参加者 教員 72人

(ロ) カウンセリング技術向上研修会(含 初任者研修)

- 実施日 平成31年1月11日(金)
- 講師 河村 洋子 氏
(春日井市スクールカウンセラー)
- テーマ カウンセリング技術向上研修
「子ども一人一人の実態を把握する
～保護者・子どもからの相談を通して～」
- 参加者 教員 115人

(ハ) 夏期教職員研修(カウンセリング研修会)

- 実施日 平成30年8月3日(金)
- 講師 神戸 康彦 氏(シニア産業カウンセラー)
- 内容 「受容・共感とリフレーム」
- 参加者 教員 20人

(ニ) 校内現職教育における研修

- 校内いじめ・不登校対策委員会の定期的開催

② 小中学校へのスクールカウンセラー・心の教室相談員の派遣について

ア スクールカウンセラー

7名のスクールカウンセラーを派遣要望のあった小中学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングと教育活動への支援・助言を行う。

(ア) 派遣校数 小学校：23校 中学校：13校

(イ) 相談時間 各校年間70時間～100時間

(ウ) 支援活動

いじめ・不登校対策委員会委員就任、事例研究会に対する助言

イ 心の教室相談員

全小学校に派遣し、児童の悩み相談、話し相手として相談活動の充実と学校の教育活動への支援を行う。

(ア) 派遣回数

心の教室相談員：週12時間程度（週2～3回程度）

(イ) 相談内容

友人関係、家庭、学校、いじめ、不登校

(ウ) 支援活動

別室登校の児童の相談相手

③ 相談室「ひまわり」 発達障がい相談 教育研究所相談室

月3回、1回につき3人程度

※ 臨床心理士2名、小児科医1名による相談を実施。

④ 平成30年度事業

県事業「スクールカウンセラー派遣事業」（継続）

- 市内全小中学校に派遣。ただし、小学校は9名のスクールカウンセラーがそれぞれ3～4校を担当し、巡回で相談活動を行う拠点校方式。また、高蔵寺中学校は高蔵寺中学校を拠点に不二小学校と高座小学校を巡回し、藤山台中学校は藤山台中学校を拠点に藤山台小学校を巡回する。

4 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領

(設置)

- 1 本市の小学校及び中学校におけるいじめ・不登校児童生徒の指導及び保護者からの相談に応じることにより、いじめ・不登校児童生徒の問題解決、自立を援助し学校復帰を図るため春日井市中央公民館内に春日井市いじめ・不登校相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(事業)

- 2 相談室は、いじめ・不登校に関連する次に掲げる業務を行う。
 - (1) 児童生徒の相談及び指導に関すること。
 - (2) 保護者の相談及び指導に関すること。
 - (3) 市内小中学校の担当者への助言及び指導に関すること。
 - (4) 専門機関の紹介に関すること。
 - (5) その他いじめ・不登校相談の推進に関すること。

(開設日時)

- 3 相談室の開設日時は、次のとおりとする。
 - (1) 開設日 月曜日から金曜日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日までにあたるものを除く。
 - (2) 開設時間 午前9時から正午、午後1時から4時

(相談員の設置)

- 4 相談室にいじめ・不登校相談員（以下「相談員」という。）を置く。
 - (1) 相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - ア 各種相談業務に3年以上の経験を有するもの。
 - イ 学校の教諭として10年以上の経験を有するもの。
 - ウ いじめ・不登校等の生徒指導に3年以上の経験を有するもの。
 - エ 教育委員会が適任と認めるもの。

(相談員の勤務)

- 5 相談員は1日につき1名とし、勤務時間は1日につき6時間とする。

(相談員の解職)

- 6 相談員としてふさわしくない行為があったときは、教育委員会はこれを解職する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 不登校相談の状況

① 不登校相談件数

区分	学 校	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
相 談 件 数	小学校	4 6 件	3 2 件	4 9 件
	中学校	1 1 6 件	1 0 5 件	1 4 5 件
	計	1 6 2 件	1 3 7 件	1 9 4 件
学 校 復 帰 者	小学校	3 7 人	4 0 人	4 5 人
	中学校	5 5 人	6 4 人	6 6 人
	計	9 2 人	1 0 4 人	1 1 1 人
3 0 日 以 上 不 登 校	小学校	1 0 7 人	1 4 3 人	1 7 2 人
	中学校	3 2 3 人	3 4 0 人	3 7 7 人
	計	4 3 0 人	4 8 3 人	5 4 9 人

② 年度別不登校相談状況

単位：件

区分	学年	男女	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
			面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計
小学校	1	男	1			1		2		2		1		1
		女	6	14		20		1		1				0
	2	男	1	1		2				0		3		3
		女	1	1		2		2		2	1			1
	3	男	1	2		3	1	3		4	8	3		11
		女		2		2		1		1	6	2		8
	4	男	3	2		5	3	3		6	2			2
		女	1	1		2		1		1	5	1		6
	5	男		2		2				0	3	3		6
		女	2	1		3		1		1	2	2		4
	6	男				0	3	2		5	3			3
		女	4			4	6	3		9	1	3		4
	計	男	6	7	0	13	7	10	0	17	16	10	0	26
		女	14	19	0	33	6	9	0	15	15	8	0	23
中学校	1	男	3	5		8	5	7		12	5	5		10
		女	15	3		18	9	2		11	18			18
	2	男	12	2		14	19	8		27	13	15		28
		女	21	2		23	29	1		30	13	1		14
	3	男	20	1		21	1	6		7	42	6		48
		女	25	7		32	14	4		18	22	5		27
	計	男	35	8	0	43	25	21	0	46	60	26	0	86
		女	61	12	0	73	52	7	0	59	53	6	0	59
	小中計	男	41	15	0	56	32	31	0	63	76	36	0	112
		女	75	31	0	106	58	16	0	74	68	14	0	82
計		116	46	0	162	90	47	0	137	144	50	0	194	
その他			2	6	0	8	1	7	0	8	2	3	0	5
合計			118	52	0	170	91	54	0	145	146	53	0	199

※「その他」には、高校生、教員等を含みます。

(3) いじめ相談の状況

① いじめ相談件数

単位：件

学 校	男 女	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
		面 接	電 話	訪 問	計	面 接	電 話	訪 問	計	面 接	電 話	訪 問	計
小 学 校	男				0	2	5		7	1	2		3
	女		2		2	2			2				0
	計	0	2	0	2	4	5	0	9	1	2	0	3
中 学 校	男		9		9	1	2		3				0
	女		18		18		7		7		1		1
	計	0	27	0	27	1	9	0	10	0	1	0	1
その他			1		1				0				0
合 計		0	30	0	30	5	14	0	19	1	3	0	4

② 学校でのいじめ状況

単位：件

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	193	258	285
中学校	180	181	151
合 計	373	439	436

③ 学校でのいじめ解消状況

単位：件

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中
小学校	179	14	219	39	245	40
中学校	154	26	147	34	112	39
合 計	333	40	366	73	357	79

④ 学校でのいじめの態様

単位：件

区 分 (複数回答可)	平成29年度		平成30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	134	148	157	109
仲間はずれ、集団による無視をされる。	27	28	34	19
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	56	28	33	16
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	17	4	22	5
金品をたかられる。	8	0	2	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	16	4	24	5
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	46	10	39	4
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。	5	19	5	23
その他	7	0	2	5
計	316	241	318	187

⑤ 学校でのいじめ発見のきっかけ

単位：件

区 分 (複数回答不可)	平成29年度		平成30年度		
	小学校	中学校	小学校	中学校	
教職員等が発見	担任の教師が発見	47	18	63	17
	他の教師からの情報	11	13	6	2
	養護教諭からの情報	1	1	1	0
	スクールカウンセラー・心の教室相談員等の外部の相談員らが発見	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取組によって発見	5	42	4	31
教職員等以外からの情報により発見	当該児童生徒（本人）からの訴え	55	61	86	61
	本人の保護者からの訴え	103	27	98	27
	本人以外の児童生徒からの情報	13	16	22	9
	本人以外の保護者からの情報	22	3	1	4
	地域住民からの情報	1	0	3	0
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	0	0	1	0
	その他（匿名などの投書）	0	0	0	0
計	258	181	285	151	

⑥ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

単位：件

区 分 (複数回答可)	平成29年度		平成30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	37	15	38	16
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	18	6	38	16
道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った。	37	15	38	16
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりした。	29	10	38	16
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	37	12	38	16
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	25	12	38	16
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	37	15	38	16
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	6	4	29	16
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	2	4	8	9
インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	24	10	38	16
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	37	15	38	16
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	37	15	38	16
計	326	133	417	185

(4) いじめ・不登校相談室から

平成30年度のいじめ・不登校相談室への年間総相談件数は203件でした。29年度に比べると39件増加しています。

その中で、不登校の相談件数は199件（小学生49件、中学生145件、その他5件）でした。平成29年度の145件（小学生32件、中学生105件、その他8件）と比べると54件増加しました。小学生で最も相談件数が多かったのは3年生で、19件の相談がありました。不登校の原因としては、いじめを含む人間関係のトラブルがあげられました。そのほかには「家庭・家族関係」「子育て・子どもとの関わり方」といった相談がありました。中学生で最も相談件数が多かったのは3年生で、75件（男子48件・女子27件）の相談がありました。相談内容で多かったのは、受験を控えていることもあり、「今後の進路や将来への不安について」が多くありました。面接相談が多く（64件）、定期的に繰り返し相談活動を行いました。その他に「家庭・家族関係」「子育て。子どもとの関わり方」「学習・学業不振」といったものが多く、中学生になると悩みが多様化することが分かります。

30年度に顕著だったのは、子どもが不登校に至る経過の中で、学校との信頼関係が崩れていってしまい、保護者の不安や焦りを受け止めてほしいというケースが目立ったことです。ある事例では、相談員は保護者の話をじっくり受け止め、気持ちに寄り添いながら、学校との信頼関係を回復するための方策をいくつか提案しました。その結果、不登校であったお子さんが安心して学校に通うことができる居場所を見つけることができ、登校できる日数が増えてきました。このように、相談員との話の中から、保護者と学校との信頼関係が修復するきっかけが生まれ、その結果児童生徒の学校復帰への環境が整っていくこともあります。学校現場では、より一層不登校の児童生徒に寄り添い、対応する努力が求められます。ただ心配されることは、学校だけでなく外部との接触を避け、悩んでいる児童生徒や保護者がかなりの数みられることです。家庭内だけで悩まず、まずは児童生徒や保護者の心のケアができるように働きかけることが必要となります。

次にいじめの相談件数は、4件（小学生3件・中学生1件）でした。28年度が30件、29年度が19件と年々減少する傾向が続いています。各学校で取り組み始めた「学校いじめ基本方針」が浸透し、学校内でのいじめの早期発見・早期解決に努めているので、相談件数が減少しているのかもしれませんが。数は少ないとはいえ、相談内容では、通学団の中での継続的ないじめ等、早期解決をしなければいけないものもありました。児童生徒が安心して楽しい学校生活を過ごせるようにすることが第一です。どの事例もすぐ学校に連絡し、連携して対応することを勧めました。

いじめ・不登校相談室の役割は、いじめや不登校等何らかの理由で学校が楽しい居場所として感じられない子どもたちとその保護者のための相談機関の一つです。本来であれば、まずは学校内に配置されている相談員やカウンセラーが、対応することが望ましいことです。しかし、学校関係者とは離れた第三者的立場の相談員の方が、保護者にとっては遠慮なく話ができるというメリットも考えられます。相談室は、そういった背景をふまえて、今後もいじめや不登校に悩んでいる相談者への救済機関の一翼を担っていきたいと思います。

5 適応指導教室（あすなろ教室）

(1) 春日井市適応指導教室事業実施要綱

1 設置の目的

春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合っ
て登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携の
もとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学
校教育の援助に寄与する。

2 対象者

春日井市内に在住する次の者を対象とする。

- (1) 小学校・中学校において、関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要す
ると認める児童生徒及びその保護者
- (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助に
ついて依頼又は紹介された者
- (3) 小学校・中学校の児童生徒の担任等学校関係者

3 指導目標

不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、
自立心・社会性の育成によって通常の学習集団への復帰を目指し、登校できるよ
うに相談・助言及び指導にあたる。

4 指導方針

- (1) 個々の児童生徒の状態と回復の状況に合った指導をする。
- (2) 児童生徒にとって自由な雰囲気の中で、安心できる「心の居場所」をつ
くる。
- (3) 児童生徒の心情を共感的に受容し、人間関係・信頼関係づくりをする。
- (4) 児童生徒の生活の自立と、集団への適応を段階的に指導する。
- (5) 児童生徒の可能性を引き出し、目標に向かって努力するきっかけをつくる。
- (6) 自己回復力を発揮し、児童生徒が再登校を希望すれば、慎重な配慮のもとに
通常の学校への復帰を考慮する。
- (7) 学校・家庭・関係機関との連携と協力関係を密にし、指導する。

5 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 春日井市中央公民館内

6 教室の休日

教室の休日は次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、
これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日まで

7 入級・退級の手続き

(1) 入級について

ア 入級希望者については、あらかじめ保護者・担任・学校長と適応指導教室指導員の協議を経て、保護者・学校長より教育委員会へ所定の申請書を提出する。

イ 保護者からの直接の申し込みや関係機関からの依頼は、当該校へ連絡し手続きをする。

ウ 教育委員会は申し出を認めたときは、保護者及び学校長に対し承認の旨を通知する。

(2) 退級について

指導経過を踏まえ、関係者が協議し判断する。退級を認めたときは、教育委員会は保護者及び学校長に対し通知する。

8 適応指導教室の運営

(1) 指導者

専任指導員 4名（教諭経験者他）

カウンセラー 1名（非常勤）

(2) 相談・指導内容

ア 教育相談・カウンセリング

イ 人間関係づくり

ウ 個人活動

エ グループ活動

オ 教科学習

カ 進路相談

(3) 日課

ア 原則として月曜日から金曜日の週5日制

イ 開室時間は、午前9時から午後3時まで

ウ 昼食は弁当を持参

(4) 通級

ア 各自で通級する。（保護者の送迎、徒歩、自転車及び公共交通機関等）

イ 児童生徒の状況に応じて、午前のみ、午後のみのお出席も認める。

(5) その他

ア 適応指導教室での指導中、又は通級途上での事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。

イ 通級するときの服装は自由とする。

9 留意事項

業務上の秘密は厳守し、公表はしない。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

(2) 適応指導教室（あすなろ教室）の概要

1 春日井市適応指導教室（あすなろ教室）は、春日井市が設置している施設です。

その「設置の目的」は、『春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携の下に適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する』ことです。

2 適応指導教室では、春日井市内に在住する次の者を対象とします。

(1) 小学校・中学校において関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者

(2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼または紹介された者

3 適応指導教室は不登校児童生徒の学校復帰を目指し、次のような目標で指導を進めています。

(1) 適切なる登校刺激を与えることにより、なるべく早期の学校復帰を目指す。

(2) 専門的なカウンセラーとも協力し、安定できる「心の居場所」づくりを目指す。

(3) 集団への適応を段階的にすすめ、人間関係・信頼関係を養う。

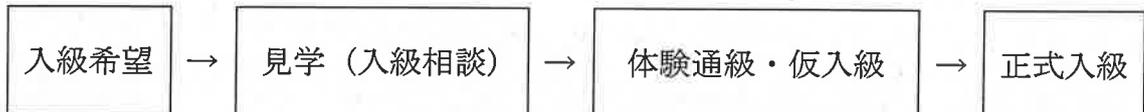
(4) 基本的な生活習慣を身につけさせ生活の自立を図る。

(5) 可能性を引き出し、目標に向かって努力しようとする意欲を育てる。

(6) 個々の状況を考慮しながら適切な学習や運動をすすめ、学力・体力の維持や向上を図る。

4 入級生の保護者は、適応指導教室または、いじめ・不登校相談室所属のカウンセラーや相談員によるカウンセリング（あすなろ相談）を、月1回程度受けます。（入級者数により変わることがあります。）

5 適応指導教室に入級する場合は以下の手順となります。



※ 見学の申し込みや入級の申し込みは、必ず学校を通して（学校の事前の報告を含む）行います。

※ 体験通級・仮入級を経た上で適切と認められる場合は、正式入級となります。

正式入級には、保護者・学校・教育委員会・適応指導教室の協議を経たうえで、書類手続きが必要です。なお、入級者の定員は20名です。

- 6 適応指導教室での費用は、教材費（調理実習等）などを除き無料です。
- 7 適応指導教室は、午前9時から午後3時までです。また、休日や長期休業日等は、市内公立小中学校と同様です。給食はありませんので、昼食は各自弁当を持参します。
- 8 毎年4月は「学校復帰チャレンジ期間」とし、学校復帰に向けて自分にできる最大の努力を、あらかじめ立てた計画に基づき行う期間です。
- 9 できるだけ安全な通学路を選んで通級します。自転車利用者はヘルメットを着用します。保護者による送迎、バス、JR利用などによる通級も可能です。
- 10 適応指導教室内での活動や通級途上での事故については、各学校にて加入している日本スポーツ振興センターの給付対象となります。
- 11 指導者
指導員4名（非常勤）、カウンセラー1名（非常勤）、その他、相談室の相談員も随時カウンセリングや指導に加わります。
- 12 設置場所
春日井市柏原町1丁目97番地1（春日井市中央公民館内、北館2階）
電話 34-8421 FAX 34-8426
- 13 適応指導教室の一日の生活

	日課	月・水・金曜日	火・木曜日
9:00	朝の会	一日の目標設定など	
9:15	1時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
9:45	休憩		
10:00	2時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
10:45	休憩		
11:00	3時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
11:45	休憩		
12:00	昼食	昼食(弁当) 清掃	昼食(弁当) 清掃なし
13:00			

13:00	4時間目	マイプランタイム 学習（自分の計画で）	ホールで運動 ※体ほぐし バドミントン 卓球など ※10月は テニスコート
13:45	休憩		
14:00	5時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	
14:45	帰りの会	一日の反省、連絡など	
15:00			

14 適応指導教室の行事(平成30年度の例)

学年始め式

始業式（2回）

教室外活動（3回）

調理実習（3回）

AED講習会（1回）

レクリエーションスポーツ（2回）

学校復帰チャレンジ期間（4月）

夏休み学習チャレンジ週間

保護者個人懇談会（臨時含）（5回）

担任の先生と指導員の懇談会（3回）

お別れ式（1回）

終業式（2回）

修了式

(3) 適応指導教室通級状況

(平成30年4月～平成31年3月)

項目		月												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
開室 日数 (日)		7	21	21	15	(18) 1	17	22	21	15	18	19	15	(18) 192
月末 入級 人数 (人)		10	11	13	12	(12) 12	12	15	16	20	21	21	21	(12) 184
内 訳 (人)	小	2	2	3	3	(3) 3	3	5	5	7	8	8	8	(3) 57
	中	8	9	10	9	(9) 9	9	10	11	13	13	13	13	(9) 127
通級 延人数 (人)		30	56	74	76	(14) 2	61	115	121	142	159	179	104	(14) 1119
一日 平均 通級 人数 (人)		4.3	2.7	3.5	5.1	(0.8) 2.0	3.6	5.2	5.8	9.5	8.8	9.4	6.9	(0.8) 5.8

* () 内は、夏休み中の自由通級日の通級人数を示す。

(4) 適応指導教室相談・連絡会の実施状況

① 来所等相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生		1					2	5	1		1		10
中学生	2	5	2	1		3	1	3		1	3	2	23
保護者	14	5	3	14		13	6	8	21	1	11	14	110
担任	1	1	1	1			2	9	9		3	9	36
学校長	1										1		2
教頭							1						1
養護教諭									1				1
他の先生	1												1
その他											1		0
専門機関	2												2
合計	21	12	6	16	0	16	12	25	32	2	19	25	186

② 電話相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生											1		1
中学生											1		1
保護者							1						1
担任													0
学校長							1	1					2
教頭	1				2		3		1		1	1	9
養護教諭													0
他の先生		1	1	2		1	1	4	3	3			16
その他	3												3
専門機関													0
合計	4	1	1	2	2	1	6	5	4	3	3	1	33

※ 対象は、児童・生徒・関係者

(5) あすなる教室だより (24ページ~35ページ)

本年度もよろしくお願いたします

平成30年度が始まりました。4月は10名の在級生でスタートです。保護者の皆様、関係各校・各機関の皆様と今まで以上に連携をとりながら、支援・指導をしていきたいと考えています。

指導員一同気持ちを新たに頑張りますので、どうぞご理解・ご協力のほどよろしくお願いたします。



☆今年度の指導員から一言ごあいさつ（異動はありません）☆

- 石黒 祐乃 今年で4年目になりました。子どもたちのチャレンジをいつでも応援・サポートしていきます。
- 榎森 絵理 子どもたち一人一人の想いを大切に、この一年がんばっていききたいと思います。
- 加藤 崇 通級生の成長を見守りながら一緒にがんばります。
- 小原 正彦 あすなる教室が安心できる居場所であるとともに、学校復帰につながるようにサポートします。



学校復帰チャレンジ期間 <4月5日(木)～18日(水)>

新年度が始まり、10名の在級生はそれぞれ学校復帰に向けて努力をしています。多くの子どもたちが、始業式に参加したり、委員会や学級の係活動を定める話し合いに参加したりするなど、勇気を持って行動する姿がみられました。担任の先生を始め、学校体制であすなる教室に通級している児童生徒への支援をいただき大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。



学校訪問と保護者懇談会が終わりました

4月18日までの「学校復帰チャレンジ期間」を利用して、在籍校への訪問と保護者懇談会を実施しました。ご協力ありがとうございました。新学年に進級し、緊張感いっぱい学校復帰に向けて頑張っている子どもたちを、保護者の方と学校が連絡を密にしながら支えている様子を聞かせていただきました。

【今後の主な予定】

- あすなる教室始業式 4月19日(木)午前日課：中学生は制服で
- 通常日課開始 4月20日(金)9時～15時
- 教室外活動 5月16日(水)実施予定 落合公園めざして歩こう！！
- ※ 今後もしろいろな企画があります。ご期待ください。

4月19日現在の在級数

()内は仮入級生 (※体験通級は除く)

	小5	小6	中1	中2	中3	計
男	1				1	2
女		1	(1)	1(1)	4	6(2)
計	1	1	(1)	1(1)	5	8(2)

《発行元》

春日井市適応指導教室（あすなる教室）

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426



大きな成果があったチャレンジ期間 新たな気持ちでスタートしました！



4月当初の学校復帰チャレンジ期間（5日～18日）では、大変多くの子どもたちが学校復帰に向けた行動をとることができました。始業式に参加したり、学力テストを受けたり、一緒に学級写真を撮ったり、それぞれが勇気を出して行動することができました。新しいクラスで、親しく話ができる友達が見つかった子もいます。また、中学校ではこの5月から6月にかけて修学旅行や野外学習という大きな行事が計画されています。その中で、オリエンテーションや班決め等の準備の段階から積極的に参加しようとしている姿が見受けられます。

今後も、学校と連携を取りながら通級生の学校復帰をめざしていきます。



★あすなる教室の日課の中から紹介します★



1 マイプラタイム

あすなる教室では「マイプラタイム」という学習の時間を毎日3時間設けています。各教科の学習を、問題集やドリルを解きながら進めていきます。自習が中心ですが、指導員がサポートできる範囲で個別指導をしています。中学校の定期テストの前には、テスト範囲の勉強を進めています。

2 ふれあいタイム

「ふれあいタイム」とは教室に通ってくる子どもたち同士が仲良くなるための時間です。月・水・金曜日の1時間目は「朝のふれあいタイム」として、中央公民館の周辺の八田川沿いを30分ほどかけて散歩をしています。また同じ曜日の「午後のふれあいタイム」は、カードゲームや室内遊び等を楽しむことを通して、小学生から中学生までの幅広い年齢の子どもたち同士のコミュニケーション能力や協調性や協同意識を高めることを目的としています。



3 ホールの時間

火・木曜日の午後は、中央公民館のホールを借りて、軽い運動をしています。前半はゆっくりと準備運動やストレッチを行います。後半は、バドミントン・卓球・ミニテニス等のスポーツを主に行っています。少し汗を流す程度の運動量ですが、子どもたちの元気回復や体力の向上につなげています。

◇ 当面の主な予定 ◇

5月16日(水)ふれあいウォーキング 落合公園へ歩いて行きます。

雨天中止です。予備日はありません。

5月30日(水)調理実習 近くのスーパーで食材を買い、簡単な料理を作って楽しみます。

6月15日(金)教室外活動 JR等公共交通機関を利用して社会見学に行きます。

(場所は未定)

5月1日現在の在級数

()内は仮入級生 (※体験通級は除く)

	小5	小6	中1	中2	中3	計
男	1				1	2
女		1	(1)	1(1)	4	6(2)
計	1	1	(1)	1(1)	5	8(2)

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426



学校行事への参加をめざして

新年度が始まり2か月が経ちました。学校へ毎日登校できるようになった子どもたちがいる一方で、新しくここに通い始めた子どもたちも増え、教室での新しい人間関係づくりが始まっています。

5月から6月にかけて、各学校では野外学習や修学旅行など大きな行事が計画されています。すでに、これらの行事に全日程参加できた生徒や、一部のプログラムに参加できた生徒もいます。また、定期テストには2日間とも受けることができた生徒や、一部の教科を受けた生徒もいます。それぞれのできる範囲で行事やテストに参加することができました。

☆☆ あすなる教室の行事を楽しみました。☆☆

【ふれあいウォーキング】5月16日(水)

新緑のふれあい緑道を歩いて落合公園まで行きました。気温が高い日でしたが、木陰に入ると涼しい風が吹いてきて、心地よい気持ちでした。

やや長い道のりでしたが、公園に着いてからは水の塔の遊具で無邪気に遊んだりサッカーやバレーボールを楽しんだり、仲間同士で親交を深めることができました。



【調理実習】5月30日(水)

カレーライスを作りました。近くのスーパーに買い物にでかけ、食材を買ってきてから教室で調理をしました。じゃがいもやにんじん等の野菜を包丁で上手に切り、鍋に入れてルーと一緒に煮込みました。美味しくできあがったカレーを野菜サラダと一緒に食べ、デザートのフルーツもそえて大満足のランチになりました。



☆☆☆ 今後の主な予定 ☆☆☆

- * 6月15日(金) 教室外活動(東山動植物園)
- * 7月11日(水) レクスポ(総合体育館)
- * 7月20日(金) 1学期終業式 ※ 午前11時まで、中学生は制服で
- * 7月23日(月)～8月3日(金) 夏休み学習チャレンジ期間
- * 7月25日(水) 夏休み通級日(あすなる出校日) 午前11時まで
- * 8月22日(水) 夏休み通級日(あすなる出校日) 午前11時まで
- ※ 夏休みの詳細日程については、7月号でお知らせします。



6月1日現在の在級数

()内は仮入級生 (※体験通級は除く)

	小5	小6	中1	中2	中3	計
男	1	1			2	4
女			(1)	1(1)	4	5(2)
計	1	1	(1)	1(1)	6	9(2)

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

1学期のしめくくりをしっかりと

1学期最後の月を迎えました。6月は、期末テストに向けて学習に真剣に取り組み、登校することにチャレンジできました。また、あすなる教室では、教室外活動で東山動植物園に行き、ふだんとは違う環境で仲間同士の親睦を深めることができました。一人一人のがんばっている姿がお互いにより刺激となっています。

7月は、保護者の方との懇談を予定しています。1学期のあすなる教室や学校での様子を振り返り、今後に向けての方向性を話し合っていきたいと思えます。

1学期をしめくくるためにも、これまでの生活や目標を忘れず、元気で有意義に過ごしてほしいと願っています。7月中旬に、夏休みの予定表を配付し夏休みの過ごし方について指導します。

【東山動植物園に行きました】 6月15日

あいにくの雨天で、前半は傘をさしながらの見学でしたが、いろいろな展示場所や動物を見学することができました。子どもたち自身が見学コースを計画し、あれこれ相談しながらまわっているうちにうちとけ、会話が弾むようになってきました。

弁当を食べ終わったあとは、植物園に移動して美しい花の咲くバラ園や珍しい植物がある熱帯植物園を見学しました。



☆ 今後の予定 ☆

7月11日(水)レクスポ 総合体育館でスポーツを楽しみます。

7月13日(金)創作活動 牛乳パックを使った「ペン立て」を作ります。

7月20日(金)1学期終業式 ※11時まで 中学生は制服通級

7月25日(水)夏休み通級日 ※11時まで

8月22日(水)夏休み通級日 ※11時まで

9月 3日(月)2学期始業式 ※11時まで 中学生は制服通級



★夏休み通級日と夏休み学習チャレンジ期間について

あすなる教室では、学校と同じように夏季休業期間があります。また、学校と同じように2回の夏休み通級日を設けています。(学校の出校日に登校する場合は、あすなる教室への出席は必要ありません)

また、夏休み学習チャレンジ期間は、夏休みの課題や苦手教科の克服のために集中学習をする期間です。ふれあいやホールでの運動の時間はありません。夏休みの前半と後半に2週間ずつ設定されています。出席は自由です。自分で計画を立てて通級する日を決め、集中して勉強をしてください。

夏休み学習チャレンジ期間 (前半) 7月23日(月)～8月3日(金)9:00～15:00

(後半) 8月17日(金)～ 31日(金)9:00～15:00

閉室期間 8月6日(月)～16日(木)



7月1日現在の在級数

()内は仮入級生 (※体験通級は除く)

	小5	小6	中1	中2	中3	計
男	1			(1)	2	3(1)
女		1(1)	(1)	1(1)	4	6(3)
計	1	1(1)	(1)	1(2)	6	9(4)

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

長い夏休みが終わり、今日から2学期がスタートします。夏休みの学習チャレンジ期間には、数名の子が教室に通い続け課題や実力テストへの学習に専念することができました。

9月当初は、中学校では実力(課題)テストが行われます。また、体育大会や運動会に向けての練習も始まります。長い休み明けに学校に再び通うためには、少しばかり余分にエネルギーを使う必要があります。ご家族の後押しも大切です。あすなる教室の子どもたちが、これらの行事に積極的に参加できることを願っています。

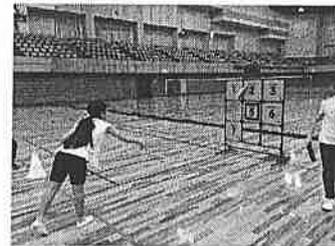
夏休み明けには、学校に行きづらくなる児童生徒が増加する傾向があります。各学校での対応や配慮がまずは望まれますが、新たな児童生徒があすなる教室への通級を検討する場合や、あすなる教室の状況や指導についての問い合わせなど、いつでもご相談ください。



【生徒の作文より】

★ 第1回レクスポ(7月11日実施)

楽しかったのは、ストラックアウトです。わくに当たるのが多くてねらいを定めるのが大変でしたが、投げ方を変えたらよく当たるようになってうれしかったです。

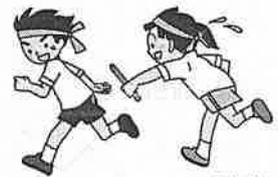


★ 1学期を振り返って

私はこの1学期を頑張ってあすなる教室に通うことができました。7月までは、週に2日しか通えませんでした。でも、遠いところから自転車で通っている友達を見て、私も頑張らなくちゃと思うようになり、1週間休まずにあすなるに行くことができました。あすなるのみんなで遊んだり話したりする時間が楽しくて、充実した生活を送ることができました。

◎ 2学期の行事について

- 9月 3日(月)2学期始業式 9:00~11:00 制服通級
4日~5日 各中学校での実力テストに参加
12日(水)調理実習(焼きそば他)
13日(木)20日(木)26日(水)中学校での体育大会に参加
29日(土)小学校での運動会に参加
10月16日(火)第2回レクスポ(総合体育館)
11月に教室外活動を予定 日時・場所は未定
☆ 楽しみにしてください。☆



9月3日現在の在級数

()内は仮入級生(※体験通級は除く)

	小5	小6	中1	中2	中3	計
男	1			(1)	2	3(1)
女		1(1)		1(1)	4	6(2)
計	1	1(1)		1(1)	6	9(3)

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

入級相談が増えてきています

2学期が始まり、9月当初は実力(課題)テストを受けに多くの生徒が登校することができました。また、下旬にはマイプラタイムで指導員のサポートを得ながら、次のテストに向けて真剣に学習に取り組んでいる姿がみられました。2学期は、学校行事が多く予定されています。既に野外学習に参加し自分の役割をしっかりと果たした生徒もいます。運動会に向けて練習をがんばっている小学生もいます。また、多くの中学校では、今月末に文化祭が予定されています。自分のできる範囲で参加や見学をしようと考えている生徒もいます。

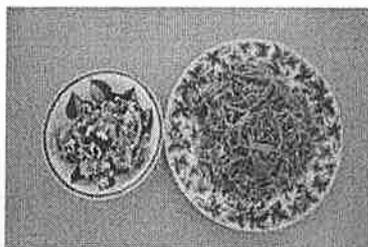
そんな中、新たに入級相談や体験をする人が増えつつあります。新しく通い始めた仲間ホールでの運動やふれあいの時間などで遊び方やルールなどを優しく教える様子が見られました。新しく通級を始めた人を温かく迎える雰囲気が、あすなる教室にはあります。学習やふれあい活動などの時間を通して、あすなる教室に居場所を見つけてくれることを願っています。



【調理実習をしました(9月12日)】

今回のメニューは、「焼きそば」と「白和え」でした。

いつものように近くのスーパーで買い物をしました。「焼きそば」は肉や野菜を切って炒めました。塩コショウをして中華麺を入れ全体に火を通しました。「白和え」は、にんじん・しめじを調味料で煮て、湯通しした小松菜といっしょに豆腐で和えました。両方とも美味しくできました。



◎ 今後の行事について

- 10月16日(火) 第2回レクスポ 総合体育館
- 10月下旬 各中学校での文化祭に参加
- 11月16日(金) 教室外活動 名古屋市農業センター



※ 10月の火・木曜日の午後は、中央公民館のテニスコートで、テニスボール(硬式)を使った運動をします。

☆ 楽しみにしていて下さい。☆



10月1日現在の在級数
()内は仮入級生 (※体験通級は除く)

	小5	小6	中1	中2	中3	計
男	1	(1)	(1)	(1)	2	3(3)
女		1(1)		1(1)	4	6(2)
計	1	1(2)	(1)	1(2)	6	9(5)

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

各自の目標を大切に

このところ秋らしい青空が増え、肌寒く感じるようになり、秋も深まってきました。
あすなる教室では、新たに通い出した子ども達が増えてきて、今までとは違う空気が流れています。以前から通っている子どもたちにとってもいい刺激になっています。

この時期になると、子どもたちは、在級の期間や学校復帰に向けての状況がそれぞれ異なっています。その中で、各自が今自分ができる最善のことをがんばっている姿がみられます。指導員は、子どもたち一人一人の状況をみながら、背中を後押ししたり、無理しすぎないように声をかけたりして見守っています。



★ 第2回レクスポ（10月16日）



インストラクターさんの指導のもと、カローリング・ミニテニス・ソフトバレーボールを楽しみました。

全部で3つのスポーツを行いました。その中でも私が一番印象に残ったのは、ソフトバレーボールです。元々バレーは得意ではなかったのですが、やっているうちにボールを打ち返せるようになり、とてもうれしかったです。毎回レクスポがある時は、最初は乗り気がしないのですが、終わってみると楽しかったなあと思えます。

（生徒の作文より）

【進路選択が近づいてきています】

中学3年生にとっては、いよいよ進路選択を真剣に考える時期が近づいてきました。進路選択は、志望校に合格することだけが目的ではなく、その進路先で様々なことを学び、さらに先にある社会生活に繋げることが、より大切な目的です。すでに、いくつかの高校の説明会や体験入学などに参加している人がいます。これからたくさんの学校で説明会が予定されていますので、ぜひ自分の目で確かめ、進路を決めていって欲しいと思います。

さらに、進路選択には在籍校の先生方との相談が必要です。2学期末には個人懇談等が予定されていますが、それだけではなく在籍校への登校回数を増やし、先生方と進路選択について相談を進めてください。

★ 今月の予定

11月16日(金) 教室外活動 名古屋市農業センター

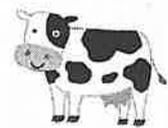
※ 園内の植物を観察したり、乳牛やニワトリの飼育の様子を見たりします。新鮮なミルクやアイスクリームを味わうこともできます。

11月30日(金) 創作活動 「牛乳パックで作る貯金箱」

※ ご家庭にある牛乳パックで不要なものがありましたら提供をお願いします。

11月下旬 2学期最後の定期テストに参加

11月19日(月)～30日(金) 在籍校担任との懇談会(中3生は除く※12月実施予定)



11月1日現在の在級数

()内は仮入級生 (※体験通級は除く)

	小4~6	中1	中2	中3	計
男	1(1)	1	(1)	2	4(2)
女	1(2)		1(1)	4	6(3)
計	2(3)	1	1(2)	6	10(5)

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

2学期もあとわずか



冬の寒さが本格的に到来し、2学期も最後の一か月を残すのみとなりました。

先月の下旬は、中学校で定期テストが実施され、これまでになく多くの生徒が在籍校へテストを受けに登校することができました。中学3年生は、受験に向けての意識が徐々に高まってきました。学校での進路説明会に参加したり、いくつかの高校を見学したり、過年度の入試問題に取り組み出したり等、進路へ向けていろいろな準備をしています。

また、あすなる教室に通う子も増えて、休憩時間中は、無邪気な笑い声も聞こえてきて明るい雰囲気になってきました。

今月は、2学期末の保護者懇談会を順次実施していきます。2学期にお子さんが成長できたところや、今後の課題についてじっくりお話をさせていただきます。よろしくお祈りします。

名古屋市農業センターへ行ってきました 11月16日

私は、今日初めてあすなるのみんなと教室外活動に行きました。最初は少し緊張してあまり話せなかったけど、お弁当の時間や自由行動の時間にたくさんの子と話せるようになっていました。農業センターの中ではいろいろな植物や牛などの動物を見ることができました。ひよこが小さい体でからを必死に出ようと頑張っている姿が印象に残りました。あすなるのみんなと教室外活動に行けて本当によかったです。これからも、このメンバーでいい思い出が作れるようになります。(生徒の作文より)



☆☆ 今後の予定 ☆☆

12月21日(金) 2学期終業式 (中学生は制服通級です)

12月25日(火)～28日(金) 自由通級日(9時～15時)

1月 7日(月) 3学期始業式 (中学生は制服通級です)

◇ 中学3年生担任の先生との懇談を予定しています ◇

11月の下旬に、小学生や中学2年生までの担任の先生に来室いただき、貴重な情報交換をすることができました。大変ありがとうございました。

12月13日(木)～20日(木)にかけて、中学3年生担任の懇談を実施します。2学期末のお忙しい時期とは思いますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

なお、その他の学年の担任の先生との今年度最後の懇談については、2・3月の実施を予定しています。

12月3日現在の在級数

()内は仮入級生

	小3～6	中1	中2	中3	計
男	(1)	1	(1)	2	3(2)
女	1(3)		1(1)	4(1)	6(5)
計	1(4)	1	1(2)	6(1)	9(7)

《発行元》

春日井市適応指導教室 (あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

あすなる教室だより

平成31年1月7日

No.240号

毎月1回発行

配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

あけましておめでとうございます

今年、どんな目標で進むのか、しっかり決めて努力しよう!!



新しい年を迎えました。現在20名の児童生徒が在籍しています。あすなる教室の子どもたちにとって、幸多き年であり、新たな前進となる年であるよう願っています。特に、学校復帰に向けて少しでも前進してくれることを願っています。

中学3年生は残り2ヶ月ほどの通級になります。将来の目標に向かって日々過ごしてほしいと思います。そのために、よりしっかりと家庭・学校と連携を取って支援・指導をしたいと思います。本年もどうぞ教室運営にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2学期を振り返って（生徒の作文より）

ぼくは、あすなる教室に来てあまり時間が経っていませんが、周りの人はそんなことを気にせず話しかけてくれて、心が安らぐ場所になりました。家にいる時はできなかった他の人とのコミュニケーションができるようになりすごく嬉しかったです。また、ここで毎日勉強できるようになったこともよかったです。ただ、勉強する教科がかたよったり集中できないこともあったりしたので、冬休みは今まであまりできなかった国語や社会を重点的に取り組みたいです。

☆2学期お楽しみ会（12/20）の様子



保護者懇談、中学3年生担任の先生との懇談ありがとうございました

12月は、保護者懇談会を実施しました。2学期の学習の様子やあすなる教室での過ごし方を振り返りました。また、中学3年生の担任の先生とは、今後の進路についての情報交換や卒業式の参加について、学校とあすなる教室が連携して子どもたちを支援する方法について話し合いました。

☆2学期終業式（12/21）の様子



☆今月の行事☆

7日(月) 3学期始業式

16日(水)～18日(金) 各中学校定期テスト 冬休みの学習の成果を確かめましょう。

23日(水) 調理実習 献立は未定 楽しみにしててください。

1月7日現在の在級数

()内は仮入級生 ※体験通級は除く

	小3～6	中1	中2	中3	計
男	(3)	1(1)	(1)	2	3(5)
女	3(1)		1(1)	5(1)	9(3)
計	3(4)	1(1)	1(2)	7(1)	12(8)

《発行元》

春日井市適応指導教室（あすなる教室）

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

（中央公民館内 北館2階）

TEL 34-8421

FAX 34-8426

◇ 卒業期に向けて ◇

中学3年生の生徒にとっては、中学校卒業と受検まであと一か月あまりになってきました。卒業式や受検の手続き等、在籍校の先生方とよく相談をしながら、残り少ない中学校生活を大切に過ごしてください。あすなる教室においても、面接指導や作文の指導等、受検に向けての準備を支援していきます。



☆調理実習をしました(1月23日)

今回のメニューは「とん汁」と「焼きもち」でした。大根とにんじんのいちょう切りや、ごぼうの「さがき」という切り方に積極的に挑戦しました。たくさんの野菜を煮込んで、とても美味しいとん汁ができました。お餅は、ホットプレートで焼き、しょうゆやきな粉をつけて食べました。



★ 4月始めの「学校復帰チャレンジ期間」について

今年度も残すところあと二か月、そろそろ来年度に向けての準備を進める時期となりました。4月は、一年の中で最も学校へ復帰しやすい時です。クラス替えがあり、新しいクラスメイトや先生方との出会いがあります。平成31年度は、4月4日(木)から18日(木)までの期間を「学校復帰チャレンジ期間」とし、自分のできる範囲で学校復帰に向けて努力する期間とします。学校復帰に向けて、それぞれが一步を踏み出してほしいと思います。指導員も今まで以上に、保護者の方や在籍校の先生方と連携しながら支援をしていきたいと考えています。

◇ 在籍校担任の先生との懇談を予定しています ◇

昨年末に中学3年生担任との懇談を実施しました。今後の進路等について有意義な話し合いができました。2月25日(月)から3月15日(金)にかけては、中学2年生以下の担任の先生との懇談を予定しています。通級生の現在の様子についての情報交換と、次年度の学校復帰について連携の方法を相談したいと思います。ご協力のほどよろしくお願い致します。

★ 今後の予定

3月 4日(月)お別れ式(中3生徒通級終了)

★ 卒業式は、在籍校で参加させたいと考えています。

あすなる教室では、卒業式前日の午後「お別れ式」を予定しています。

3月 5日(火) 中学校卒業式

3月20日(水) 小学校卒業式

3月22日(金) 修了式 (通級の場合は制服で、午前11時終了予定)

3月23日(土)～学年末休業



2月1日現在の在級数

()内は仮入級生 ※体験通級は除く

	小3~6	中1	中2	中3	計
男	2(1)	1(1)	(1)	2	5(3)
女	3(2)		1(1)	6	10(3)
計	5(3)	1(1)	1(2)	8	15(6)

《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426



卒業おめでとう!!



今年度もいよいよ最後の月を迎えることになりました。3月は卒業の時期です。5日(火)には中学校で、20日(水)には小学校で卒業式が予定されています。あすなる教室に通級している中学3年生や小学6年生の子どもたちにとっては、大きな節目となる行事です。卒業式の練習の時から、参加する予定の子もいます。未来に向かって進んでいくために、心に残る卒業の日を迎えてほしいと願っています。

あすなる教室でも、4日(月)にお別れ式を予定しています。多くの子どもたちが通ってくるあすなる教室で、いろいろな面で模範となりリーダーとして引っ張ってくれた中学3年生と小学6年生の門出をお祝いしたいと思います。

◇ 在籍校担任の先生との懇談 ご協力ありがとうございます ◇

2月25日(月)から3月15日(金)にかけて、中学2年生以下の担任の先生との懇談を行っています。通級生の現在の様子についての情報交換や、来年度の学校復帰の方法について話し合いをすすめています。年度末のお忙しい中、大変ありがとうございます。

◇ 保護者との懇談が始まっています ◇

2月8日(金)から、保護者の方との懇談を順次実施しています。中学3年生は、今後の進路を中心に話し合いをさせていただきました。中学2年生以下については、学校復帰チャレンジ期間の取り組みについて話し合いをさせていただきます。

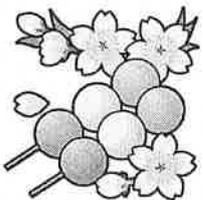
★めざせ！学校復帰★

チャレンジ期間 4月4日(木)から18日(木)

- この期間中は、今の自分の力でできる範囲で、学校復帰へ向けてチャレンジをします。(チャレンジの内容は、3月中にチェックシートにより、各自が今の自分の力に合わせた計画を立てます。)[4月4日(木)から18日(木)は、午前通級もできます。]
 - 4月は、1年間の中でも**学校復帰の最大のチャンス**の時です。すべての在級生にとってのチャレンジの機会として、学校復帰に向けての力が生まれることが期待されます。この期間中に登校ができなくても、登校についていろいろと自分なりに考えることが、その後の学校復帰につながっていくと思います。
- ※ 詳細については、次号の教室だより(3月18日発行)で紹介をします。

★今月の予定★

- 4日(月)あすなる教室お別れ式
- 5日(火)中学校卒業式
- 20日(水)小学校卒業式
- 22日(金)小中学校修了式・あすなる教室修了式…制服通級(11:00終了)
- 23日(土)～学年末休業



3月1日現在の在級数
()内は仮入級生 ※体験通級は除く

	小3~6	中1	中2	中3	計
男	2(1)	2	(1)	2	6(2)
女	3(2)		1(1)	6	10(3)
計	5(3)	2	1(2)	8	16(5)

《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

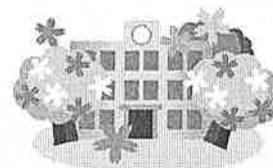
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

新たな出発の時

さる5日(火)の中学校卒業式と20日(水)の小学校卒業式において、あすなる教室の中学3年生と小学6年生の子どもたちは、それぞれ卒業式に参加し卒業証書を受け取ることができました。すべての子どもたちが、立派に巣立ちの日を迎えることができ大変喜ばしいことです。また、高校入試においても志望校に合格したという知らせを直に伝えに来てくれた卒業生の子もいました。あすなる教室では、4日(月)に卒業生とのお別れ式をおこない、卒業生一人一人が4月からの新生活に向けての抱負を語ってくれました。



あすなる教室は、本日をもって30年度の通級活動を終了します。現在残っている在級生は、期待と不安が入り交じった心持ちで新年度を迎えようとしています。4月から始まる学校復帰チャレンジ期間に向けて、保護者・学校関係者・適応教室指導員がそれぞれの立場で子どもたちの背中を後押しし、新たな出発ができるよう祈っています。

学校復帰チャレンジ期間 4月4日(木)から18日(木)

- 4月は、1年間の中でも**学校復帰への最大のチャンス**の時であり、すべての在級生にとってのチャレンジの機会として、学校復帰に向けての力が生まれることが期待されます。この期間中は、今の自分の力でできる範囲で、学校復帰へ向けてチャレンジをします。登校ができなくても、いろいろと自分なりに考えることが、その後の学校復帰につながっていくと思います。
- 保護者の方には、計画通りの生活ができているかの点検や励ましをお願いします。また、担任の先生方には、今後1年間、児童・生徒を受け持つにあたり、十分なコミュニケーションづくりをお願いします。
- 期間前半に、あすなる教室指導員が在籍校を訪問して新しい担任や担当の先生と話し合いを持ち、今後のことを確認します。さらに、期間後半には保護者の方とも懇談の機会を持ち、今後について話し合いをします。
- チェックシートにより事後の反省をします。同時に、今後の目標も決めます。どの在級生にも、**計画よりもいい結果が得られるよう大いに期待**しています。

☆今月末～来月当初の予定☆

3月22日(金)各学校修了式・あすなる教室修了式(9:00~11:00 制服通級)

3月23日(土)～学年末休業

4月 4日(木)中学校入学式・始業式

4月 8日(月)小学校始業式

4月 4日(木)～18日(木)『学校復帰チャレンジ期間』

あすなる教室は開いています。9:00~11:30まで

4月19日(金)あすなる教室始業式

9:00~11:00 制服通級



3月18日現在の在級数

()内は仮入級生 ※体験通級は除く

	小3~6	中1	中2	中3	計
男	2(1)	2	(1)		4(2)
女	3(2)		1(1)		4(3)
計	5(3)	2	1(2)		8(5)

《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなる教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

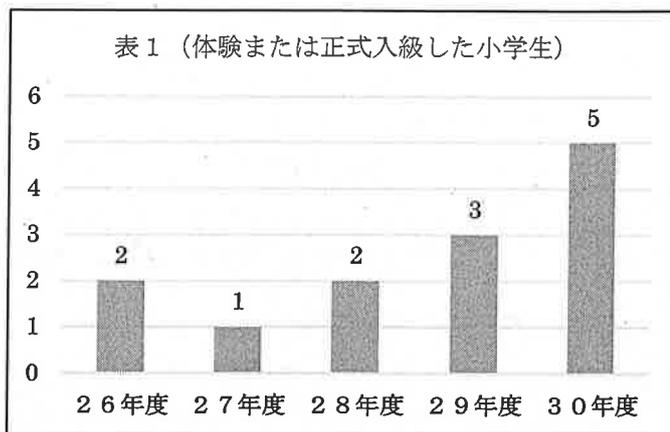
TEL 34-8421

FAX 34-8426

(6) 適応指導教室（あすなろ教室）から
1年を振り返って

適応指導教室（あすなろ教室）指導員

30年度のあすなろ教室の状況を振り返ると、これまでと大きく異なる点が一つあります。それは、小学生の人数が増えたことです。この1年間で32名の子どもたちが教室見学をし、そのうち12名は小学生でした。また、26年度からの体験入級または正式入級をした小学生の人数を見ると（表1）、30年度が1番多いことがわかります。



そのため、29年度までの中学生中心の支援では対応しきれず、新たに小学生も過ごしやすい環境づくりや支援の方法などを考えた1年となりました。

まず教室の環境面においては、可能な範囲で体格に合ったものを用意しました。そのうちのひとつとして学習机セットが挙げられます。あすなろ教室で使用している机やイスは、学校のように子どもたちの成長に合わせて用意されたものではなく、全て同じ大きさです。中学生が使用するには問題ない大きさですが、小学生（特に中学年まで）にとっては大きく、大半の小学生は床に足がつかず揺さぶったり、机が高すぎて姿勢が崩れたりして、学習に集中しきれていない様子でした。あすなろ教室では、毎日3時間の学習時間を設けているため、小学生でも自習できることが重要になってきます。そこで、高さを調整できる学習机セットを30年度中だけ小学校から借りることとなりました。体の大きさに合った学習机セットを小学生たちに提供した時、彼らはとてもうれしそうでした。学習時間もそれぞれの目標達成に向け、毎時間がんばって取り組む姿勢が多く見受けられました。今までは中学生が多かったため問題視していなかった事でしたが、体格に合ったものを使用するということは子どもたちが過ごすうえで重要であると改めて感じました。

運動時間の活動内容についても見直しました。30年度は小学生の増加とともに中学3年生の在籍も増えた年でした。そのため体格や体力の差がとくに目立ち、全体で活動することが困難となりました。そこで、運動時間の前半に全体が関わり合えるソフトバレーやフリスビー、大縄跳びなどを行い、後半には小学生と中学生でグループ分けをし、バドミントンや卓球をしました。グループ分けをする前は、うまくラリーができずに悔しがる小学生や小学生に合わせて手加減をして本気が出せずもどかしそうな表情の中学生もいました。しかし、グループ分けをしたことで、中学生は力いっぱい打ち合うことができ、小学生は失敗しながらも指導員のアドバイスを聞きながら楽しく取り組むことができました。運動を通してストレスを発散している子どもも少なくなかったため大変効果的でした。

これまで中学生の在籍が多かったあすなろ教室でしたが、昨今の不登校児童生徒の増加や30年度のような通級生の低年齢化などそのときのニーズにあった環境や支援方法を追求し、常に変化していくことが重要であると思いました。上記に挙げたような工夫をはじめ様々な働きかけを通して、子どもたちが「できた」、「楽しい」という気持ちを多く感じ、周りとの関わりや学校復帰に向けて少しでも前向きに行動していくことを願います。

6 スクールカウンセラー巡回

(1) 春日井市スクールカウンセラー巡回事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市立小中学校におけるいじめ、不登校等の児童生徒の問題行動に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者（以下「スクールカウンセラー」という。）が小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な助言及び指導を行うスクールカウンセラー巡回事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、次の業務を行う。

- (1) 小中学校を巡回し、教職員及び保護者の相談
- (2) 児童生徒へのカウンセリング
- (3) 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 春日井市教育委員会（以下「市教委」という。）と市教委が設置するいじめ・不登校相談室の相談員及び適応指導教室の指導員との連絡、調整
- (5) 前4号に定めるもののほか、児童生徒へのカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められる業務

(任用等)

第3条 スクールカウンセラーは、カウンセリング等に関する相談業務に3年以上の経験を有する者又はこれに準じる者として市教委が認める者から市教委が委嘱する。

2 市教委は、スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があったときは、当該スクールカウンセラーを解嘱することができる。

(勤務条件)

第4条 スクールカウンセラーの勤務日は、1週間につき2日以内で校長が定める。

2 スクールカウンセラーの週休日は、日曜日、土曜日及び校長が別に定める日とする。

3 スクールカウンセラーの勤務時間は、1日につき7時間以内とする。

(報酬)

第5条 スクールカウンセラーの報酬は、別に定める。

(報告)

第6条 スクールカウンセラーの巡回を受けた学校長は、巡回を受けた日の属する月の翌月3日までに、その実績を市教委に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) スクールカウンセラー相談件数

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	派遣校数	19校	23校	23校
	児童	640件	637件	598件
	保護者	593件	691件	607件
	教師	831件	1,017件	1,157件
	計	2,064件	2,345件	2,362件
中学校	派遣校数	13校	13校	13校
	生徒	470件	468件	309件
	保護者	239件	267件	257件
	教師	496件	472件	493件
	計	1,205件	1,207件	1,059件

30年度の活動について

勤務校のある小学校で、7月上旬に学校を通じて不登校の小学校1年生男児の保護者との面談をした。

主訴は「担任の先生が嫌で行き渋りが続き、今は限られたひとりの先生としか会えない」という相談だった。

男児は夕方登校するも、校内に入ることも拒み、学校としても対応に困っているケースだった。母親もこれまでも育てにくさを感じ男児のこだわりもあること、夏休みを迎えることもあり、市のひまわり相談へも繋いだ。

2学期になり、ひまわり相談での検査結果とアセスメントを軸に、男児への関わり方の工夫を母親と一緒に考えると共に、学校への抵抗を無くし繋ぐために、面談の際に私からも男児と関わりを持つようにした。同時に学校からも担任と繋ぐ工夫や男児へのアプローチを続けたことで、10月には遠足に参加することが出来た。このことをきっかけに、近所の同級生たちと遊ぶようになり、男児が学校に対する抵抗も徐々に低くなってきた。

3学期に入ると、母親と共に相談室に登校できた。市SC研修会でも事例を出させて頂き、スーパーバイザーの先生をはじめ仲間の皆さんから、2年生に繋ぐための工夫やご意見を頂き、さらに援助の幅が広がった。

結果的に、2年生になり始業式から登校し、休みながらも徐々に登校できるようになり、今では殆ど休まずに登校することが出来ている。

他校でも不登校の援助について様々ケースはあるが、このケースの良かったことは、母親が援助に前向きであり、学校とカウンセラーを信頼してくれたこと、担任や学校も出来る範囲で夕方登校や個別対応など、様々対応してくださり、みんなで男児の学校復帰を協力し合うことが出来たことだと思う。

SCとしての課題は、いかに先生方・学校との信頼関係を築き、児童、生徒のために保護者とも連携し協力し合う援助体制を作るか、ということです。限られた時間の中での関係づくりは、難しさがあつた。継続的に勤務させて頂くことで確立していくものもあるので、一年間の活動を次に生かしていきたい。あわせて、事例を扱った市SC研修会が定期的で開催してくださっていることは、援助力の幅が広がり、カウンセラーとしての立場も共有できるので、今後も学ばせて頂きながら、相談活動に尽力したいと思います。

7 心の教室相談員

(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要

1 趣旨

近年、小学校の低学年から情緒的に安定しない児童が多くなり、小学校の集団の中で対人関係に不安を抱くなど、正常に学習することが困難な児童が増えてきている。

このため、児童が悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげたり、話し相手になってくれたりする第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるよう環境を提供することを目的として、小学校に「心の教室相談員」を配置する。

2 勤務条件

週3回を原則として、1回あたり3～6時間で、週12時間程度とする。
延べ350時間（35週分）とする。

3 職務

「心の教室相談員」は、校長の指揮監督のもとに次の職務を行う。

- ① 児童の悩み相談
- ② その他、学校の教育活動支援

(2) 心の教室相談件数

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
小 学 校	37校	37校	37校	37校
	児童 (来室児童数)	14,484件 (15,519人)	10,897件 (12,255人)	10,051件 (11,994人)
	保護者	121件	64件	296件
	教師	222件	227件	81件
	計	14,827件	11,188件	10,428件

8 保護者と学校のかげはし事業

(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ・不登校、児童虐待、非行、発達上の問題行動など解決困難な問題に関して、教育、福祉及び心理といった総合的なアプローチ（以下「総合的な支援」という。）によって児童生徒が抱える問題を広い視野から捉え、多様な職種が協力し合いながら、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援するために実施する「保護者と学校のかげはし事業」に必要なスクールソーシャルワーカーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒、保護者、教職員、市関係課その他関係機関等との相談を踏まえ、代弁、仲介、情報提供、調整及び連携を図るものとし、主な職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内における支援体制の構築支援に関すること。
- (4) 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談及び支援に関すること。
- (5) 当事業の実施に必要な教職員等への研修に関すること。
- (6) ケース会議等での助言に関すること。
- (7) 要保護児童対策地域協議会、庁内連携支援会議等の資料作成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が必要と認める業務に関すること。

(選任)

第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるものの中から、市教育委員会が選任し、学校教育課に配置する。

(服務)

第4条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(学校の支援要請)

第5条 校長は、児童生徒及び保護者（以下「児童生徒等」という。）に対して総合的な支援が必要と判断したときは、スクールソーシャルワーカー又は学校教育課職員との相談を踏まえ、市教育委員会に支援を要請するものとする。

(児童生徒等の支援要請)

第6条 児童生徒等は、学校生活及び家庭生活において総合的な支援が必要であると感じたときは、通学する学校又は市教育委員会に相談することができるも

のとする。

- 2 校長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに市教育委員会に連絡するものとし、市教育委員会は必要な支援を行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

経 緯

- 1 春日井市保護者と学校のかげはし事業は、平成25年7月1日から実施しており、実践を通じて当市にふさわしいスクールソーシャルワーカーの活動内容を規定することとした。

(2) スクールソーシャルワーカー支援件数

【支援件数】 ※ () 内の数字は終結件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保護者面談	41件 (9)	107件 (35)	93件 (49)
本人面談	50件 (12)	87件 (29)	81件 (37)
学校へ助言	115件 (39)	33件 (8)	83件 (18)
計	177件 (55)	227件 (72)	257件 (104)

※ 平成28・29年度の「計」には、本人と保護者が重複する場合を含む。

【支援内容】

内 容	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不登校に関すること	93件	113件	125件
いじめに関すること	4件	7件	3件
暴力行為	7件	0件	6件
虐待	31件	71件	71件
いじめを除く友人関係	9件	9件	18件
暴力行為を除く非行・不良行為	6件	4件	12件
虐待・貧困を除く家庭環境の問題	73件	133件	177件
教職員等との関係の問題	12件	20件	23件
心身の健康保健に関する問題	23件	33件	41件
発達障がい等に関する問題	21件	59件	51件
貧困の問題	40件	55件	44件
その他	16件	11件	45件
計	335件	515件	616件

※ 複合する支援あり

9 教育相談等一覧

(平成31年4月1日現在)

相談名	内容	日時	場所
いじめ・不登校相談室	小中学校のいじめや不登校等に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	中央公民館内 34-8400
適応指導教室 (あすなる教室)	児童生徒の学校復帰を図るための指導・援助機関	毎週月～金曜日 午前9時～午後3時	中央公民館内 34-8421
相談室 「ひまわり」	発達障がいをもつと思われる児童生徒の相談	月3回 午後1時30分 ～午後5時15分	中央公民館内 33-1114
家庭児童相談	児童生徒の心身発達、生活習慣、学校生活、家族関係について	毎週火～土曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	総合福祉センター 84-4600
子ども・若者総合相談(電話・面接)	勉強や進学、就職に関する相談や、ひきこもり・ニート等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援についての相談	毎週月～土曜日 午後3時～午後7時 (面接相談は要予約)	市役所内相談電話 82-7830
子ども・若者総合相談(Eメール)		24時間受付(回答は日曜日・祝日・年末年始を除く午後3時～午後7時) http://www.city.kasugai.lg.jp/iken/021592.html	
少年相談	犯罪被害や薬物などで悩みを持つ少年と保護者に対する相談	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時	少年サポートセンター春日井 市役所南館1階 56-7910
女性の悩み相談	家族のこと、職場の人間関係、性別による差別的取り扱いなどの不安や悩み事についての相談	毎週火～金曜日 午後1時～午後4時30分	レディヤンかすがい 85-7871

平成30年度 春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

編集・発行 令和元（2019）年6月
春日井市教育委員会 学校教育課
〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話 0568-85-6444
